

平成 17 年 10 月 15 日

議 員 各 位

笠松町長 広 江 正 明

新聞報道について（報告）

平成 17 年 10 月 15 日岐阜新聞朝刊に掲載された、水道料金不納通知書誤配の報道（別紙）について、その内容についてご報告申し上げます。

内容といたしましては、水道料金の口座振替（6,669 件）は、9 つの金融機関で行っており、そのうち岐阜銀行分（234 件）のうち、221 件が引き落としされているにもかかわらず、振替不能通知をしてしました。今回の料金は、6、7 月の使用分（第 3 期分）で、振替期日は 9 月 30 日、不納通知は 10 月 11 日に発送手続きをしております。その間、振替データの入力、通知書の作成の作業を行った際、岐阜銀行分のデータが確実に入力されず、通知書を作成し、そのまま発送してしまいました。通知書発送の翌日 10 月 12 日午前に水道使用者の方からの問い合わせで、発覚し、その日の午後、お詫び文（別紙）を発送いたしました。

また、報道関係には、記者発表等は行っておらず、この記事は岐阜新聞の一般取材によるものであります。

今回、町民の皆さんはもとより、議員各位に多大なご迷惑をお掛けし、遺憾に堪えません。

また、今後の対応につきましては、再発防止の対策はもとより、職員の意識高揚に努力してまいりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。